

安 全 報 告 書

平成 23 年度版

福島臨海鉄道株式会社

1. はじめに

当社の鉄道事業に対し、日頃のご利用とご理解をいただき誠に有難うございます。

当社は、経営基本方針の第1項に「コンプライアンス（法令遵守）を重要視し、安全で安定した輸送サービスを提供しよう。」を掲げて日々事業に努めております。

平成23年度は、鉄道運転事故はありませんでしたが、これからも地域経済の発展に貢献できますよう安全・安定輸送に取り組んでまいります。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び津波により、甚大な被害を受けましたが、社員及び関係各社の懸命な努力により平成23年5月30日に泉～宮下間を開通させ亜鉛鉱石輸送が再開、平成24年2月1日に宮下～小名浜間が開通しコンテナ輸送が再開、これで全線が開通となりました。

この報告書は、鉄道事業法の改定に基づき鉄道事業者としての安全基本方針や輸送の安全確保のための取り組みを公表して、幅広く皆様のお声をいただき今後の安全輸送に活かしたいと考えておりますのでご意見やご助言等を賜りますようお願いいたします。

福島臨海鉄道株式会社

代表取締役社長 河野 志郎

2. 基本方針と安全目標

(1) 基本方針

当社の鉄道事業における安全基本方針として、運転の安全に関する「綱領」及び輸送の安全を確保するための「行動規範」を次のように定め、社長以下全従業員に周知徹底しております。

（綱領）

- ① 安全の確保は、輸送の生命である。
- ② 規程の遵守は、安全の基礎である。
- ③ 執務の厳正は、安全の要件である。

（行動規範）

- ① 一致協力して輸送の安全の確保に努める。
- ② 輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行する。
- ③ 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努める。
- ④ 職務の実施に当たり、関係者との連絡を緊密にし、打合せを正確にし、且つ、相互に協力しなければならない。
- ⑤ 職務の実施に当たり必要な確認を励行し、憶測により行わない。

- ⑥ 事故及び災害が発生した場合、その状況を冷静に判断し、すみやかに安全適切な処置をとり、特に人命に危険の生じたときは全力を尽くしてその救助に努める。
- ⑦ 常に安全意識を持ち、必要な変革に挑戦する。

(2) 安全目標

当社における安全目標は、安全中期基本計画（平成 21 年度～23 年度）を基に、各年度の事業計画及び事故防止計画を作成し事故防止に努めております。

平成 23 年度については、鉄道運転事故はありませんでしたが、今後も引き続き職場安全会議を開催して全社員で事故防止に努めてまいります。また、安全中期基本計画の要旨は次のとおりです。

○安全中期基本計画

（安全活動のスローガン）

「コンプライアンスに徹し、安全で安定した輸送サービスを提供しよう。」

（最重要課題）

① 運転事故の防止

「列車事故、物損事故の絶滅」

② 労働災害の防止

「車両の乗降時の転落、触車、感電、交通の重大な労働災害の絶滅」

（重点実施事項）

- ① 安全活動の活性化
- ② 法令・規程の遵守
- ③ 安全教育の充実
- ④ ゼロ災活動の活性化
- ⑤ 化成品輸送の安全確保
- ⑥ 協力会社との連携強化

3. 事故等の発生状況とその再発防止対策

(1) 鉄道運転事故

平成 23 年度はありませんでした。

(2) 災害(地震・暴風雨・豪雪など)

平成 23 年 6 月 4 日(土)、7 月 31 日(日)に発生した地震(震度 5 弱)により列車の運転を中止しましたが列車運行に影響はありませんでした。

平成 23 年 6 月 18 日(土)、7 月 11 日(月)、7 月 25 日(月)、8 月 12 日(金)、10 月 10 日(月)、平成 24 年 1 月 12 日(木)、1 月 23 日(月)、2 月 29 日(水)に発生した地震(震度 4)により一時列車の運転速度を規制しましたが列車運行に影響はありませんでした。

平成 23 年 7 月 19 日(火)の 1 時間の降雨量(30mm)が規制値を超えたため一時列車の運転速度を規制しましたが列車運行に影響はありませんでした。

平成 23 年 8 月 18 日(木)の 1 時間の降雨量(63mm)が規制値を超えたため列車の運転を中止しましたが列車運行に影響はありませんでした。

(3) 輸送障害(30 分以上の列車遅延や運休)

平成 23 年度はありませんでした。

(4) インシデント(事故の予兆)

平成 23 年度はありませんでした。

4. 輸送の安全確保のための取り組み

(1) 緊急時対応訓練

当社の鉄道事故防止計画に基づき次のとおり実施しました。

- ① 脱線復旧訓練を毎年 9 月に実施しており、平成 23 年度は連絡通報に重点を置き「迅速な通報・正確な連絡・安全な作業」を目的に実施しました。
- ② 救援列車の対応(伝令法)について、机上による教育訓練を実施しました。
- ③ 電気転てつ器故障時の取り扱いについて、手動扱いの実地訓練を実施しました。
- ④ 閉そく装置故障時の対応(指導通信式)について、机上による教育訓練を実施しました。
- ⑤ 転てつ器鎖錠金具の取り扱いについて、実地訓練を実施しました。

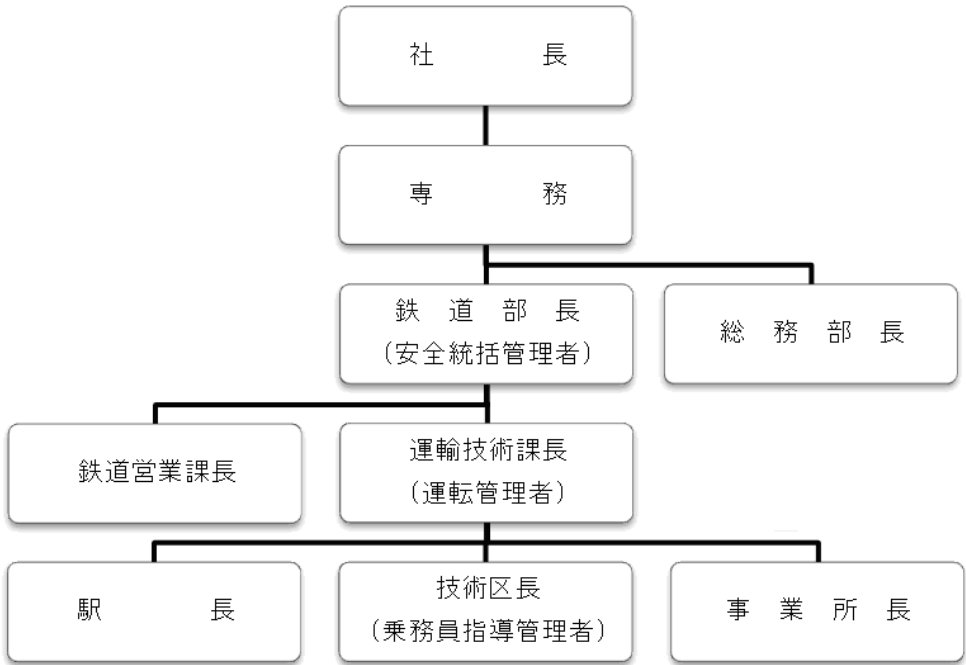
(2) 安全のための設備投資

安全の維持・向上のため関係設備の更新等を次のとおり実施しました。

- ① 枕木交換 308 本
- ② 分岐器部分交換 1 箇所

5. 当社の安全管理体制

平成 18 年 10 月 1 日に鉄道安全管理規程を制定、当社の安全管理組織を構築し社長を頂点に各責任者を定め責務を明確にいたしました。(平成 20 年 10 月 1 日一部改正)



役 職	責 務
社 長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
鉄 道 部 長 (安全統括管理者)	輸送の安全の確保を確実にするためその全体を統括する。
運輸技術課長 (運 転 管 理 者)	安全統括管理者の指揮の下、運転に関する事項を統括する。
技 術 区 長 (乗務員指導管理者)	運転管理者の指揮の下、乗務員の資質の保持に関する事項を管理する。
総 務 部 長	鉄道の安全を確保するため、投資計画、予算計画、要員計画その他鉄道事業の経営に必要な計画を統括し、その適正な執行に務める。

6. 地元の皆様及びご利用のお客様へ

(1) 「地元の皆様及びご利用のお客様の声をかたちにいたします」

より安全で信頼される鉄道を目指すために、皆様からお寄せいただいた声を役立てて行きたいと思いをします。

(2) 「踏切事故にご注意ください」

踏切道での事故では、尊い命が失われる大きな事故につながることがあります。

当社においては、車両の入換時の踏切取り扱いには十分注意するよう関係係員に指導しておりますが、踏切警報機が鳴動いたしましたら無理に渡ろうとせず列車等の通過をお待ちください。車等が踏切内に閉じ込められた場合は、遮断桿を押して踏切外へ移動してください。

7. ご連絡先

この報告書へのご感想及び当社の安全への取り組みに対するご意見をお寄せください。

福島臨海鉄道株式会社（鉄道部）

〒971-8101 福島県いわき市小名浜字辰巳町 38-10

TEL : 0246-92-3232 FAX : 0246-73-0317

※月～金 8:00～17:00、土 8:00～12:00（休祝日を除く）